持続的畜産経営推進事業実施要領

制定　令和５（2023）年４月３日畜振第 82 号
一部改正　令和６（2024）年４月１日畜振第 58 号
一部改正　令和７（2025）年４月１日畜振第 79 号

第１　事業の目的

国際情勢の変化等を受け、輸入飼料や化学肥料の価格が高騰しており、畜産経営を大きく圧迫している。

このため、国産資源を活用した足腰の強い畜産経営の確立に向け、本事業により耕種農家と畜産農家の連携を強化し、自給飼料の増産や堆肥の有効活用を推進する。

併せて、地域と調和した畜産業の持続的な発展に資するため、畜産経営に起因する臭気の低減対策を支援する。

第２　事業の内容

この要領により定める事業は次のとおりとし、事業内容、事業実施主体及び補助率等は、別表のとおりとする。

１　耕畜連携推進総合対策事業
（１）　飼料生産担い手確保推進事業
（２）　耕畜連携推進機械導入支援事業
（３）　堆肥流通広域化事業
２　臭気低減対策モデル事業

第３　事業実施の手続き

１　事業実施計画の作成

事業実施主体は、別表に基づき事業実施計画書を作成し、事業を実施する地域を所管する農業振興事務所長に申請する。

なお、事業実施地域が複数の農業振興事務所の管轄にまたがる場合は、関係農業振興事務所長と協議の上、申請する農業振興事務所長を決定する。また、県域の団体は直接知事宛てに申請するものとする。

堆肥流通広域化事業については、堆肥を供給する事業者を所管する農業振興事務所長に申請する。

２　事業実施計画の承認

知事又は農業振興事務所長は、第３の１により提出された事業実施計画が事業の目的に合致するとともに、別表の要件を満たし、かつ事業計画を確実に達成できると認められる場合、これを承認するものとする。

なお、知事又は農業振興事務所長は、事業実施計画を承認した場合、当該事業実施計

画書の写しを知事に提出するものとする。

3　事業計画の変更

事業実施主体は、2の事業実施計画の承認後において、次の変更をしようとするときは、1及び2に準じて事業実施計画の変更の承認を受けるものとする。

（1）事業の中止又は廃止

（2）事業実施主体の変更又は解散

（3）事業費の30パーセントを超える増減又は補助金額の増

（4）前各号に掲げるもののほか、知事又は農業振興事務所長が重要と認める変更

4　事業の遅延

事業実施主体は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は、事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事又は農業振興事務所長に報告し、その指示を受けなければならない。

5　機械の導入に係る留意事項

（1）導入する機械の購入先の選定にあたっては、当該機械の希望小売価格を確認するとともに、一般競争入札の実施により事業費の低減を図るものとする。ただし、一般競争入札の実施が困難又は不適当である場合は、指名競争入札の実施又は複数の業者（原則３社以上）から見積もりを提出させること等により、事業費の低減を図るものとする。

（2）事業実施主体は、導入する機械の入札結果や見積合わせの結果を、遅滞なく知事又は農業振興事務所長へ報告するものとする。

なお、農業振興事務所長は、事業実施主体から報告のあった結果について、知事に速やかに報告するものとする。

（3）本事業により導入する機械は新品もしくは中古品とし、中古品の場合は耐用年数が４年以上残存しているものとする。

（4）既存機械の代替として同種・同能力のものを再整備する更新は対象としない。

（5）導入した機械は、農業機械管理規定を整備して、耐用年数以上の期間利用するものとし、利用の状況を作業日誌に記録するものとする。

第４　事業実施状況の報告

1　事業実施主体は、事業実施年度の翌年及び翌々年度において、それぞれの当該年度の翌年度の４月 15 日までに事業実施状況報告書（別記様式２）を、知事又は農業振興事務所長に報告するものとする。

2　農業振興事務所長は、事業実施主体から提出のあった事業実施状況報告書の写しを、４月末までに知事宛てに提出するものとする。

3　知事又は農業振興事務所長は、事業実施状況の内容を確認し、事業の成果目標に対して

達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に対して必要な指導を行うものとする。

第５　事業の推進体制

１　事業実施主体は、事業を適正に実施するため、必要な体制を整備するものとする。

２　県は、事業の円滑な推進を図るため、事業実施主体の指導に当たるものとする。

第６　助成

１　この事業において、助成の対象とする経費は別表に掲げるとおりとする。

２　県は、この事業に必要な経費に対し予算の範囲内において、持続的畜産経営推進事業補助金交付要領（令和５年４月３日畜振第 81 号）に定めるところにより助成するものとする。

第７　その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

１　この要領は、令和５（2023）年４月３日から施行する。

２　この要領は、令和８（2026）年３月 31 日をもって、その効力を失う。

附 則（令和６（2024）年４月１日付け畜振第 58 号）

１ この要領の改正は、令和６（2024）年４月１日から施行する。

２ ただし、令和６（2024）年４月１日以前に交付決定を受けた事業については、改正前の規定により行うものとする。

附 則（令和７（2025）年４月１日付け 畜振第 79 号）

１ この要領の改正は、令和７（2025）年４月１日から施行する。

２ ただし、令和７（2025）年４月１日以前に交付決定を受けた事業については、改正前の規定により行うものとする。

別表

事業名	事業内容	事業 実施主体	採択要件	助成対象経費	事業実施計画書	補助率
1　耕畜連携推進総合対策事業						
（1）飼料生産担い手確保推進事業	新たに飼料の生産・販売を行う組織や既存組織が生産販売する草種を拡大する取組、飼料生産組織が作業の効率化を実証する取組等に要する経費の助成	農地所有適格法人 集落営農組織 飼料生産組織※1 耕種農家を含む２者以上で構成される組織	概ね２ha 以上の新規取組であること	1　借上費（飼料生産に必要な機械等の借上経費） 2　分析費(飼料の成分分析、土壌分析等) 3　飼料の生産･調製に要する消耗品費(サイレージフィルムやサイレージ調製材等) 4　研修費（飼料生産に必要な技術等を習得するための研修の参加費等） 5　飼料生産の効率化の実証に係る経費（飼料生産組織に限る） 6　その他、目的達成のために事業実施計画書を承認した農業振興事務所長が必要と認める経費	別記様式１（添付する実施計画書別記様式 1 の別添１）	1／2 以内 ただし、助成対象経費の５に取り組む事業実施主体は、補助上限 500 千円
（2）耕畜連携推進機械導入支援事業	地域内の資源（堆肥や水田、労働力等）を有効に活用する耕畜連携の取組に必要な機械導入経費の助成	市町 農地所有適格法人 集落営農組織 飼料生産組織※1 耕種農家を含む２者以上で構成される組織	（規模拡大） 概ね延べ10ha 以上の取組であること、堆肥の利用の場合、特殊肥料生産届を提出していること （作業効率化） 目標年度までに単位面積あたり作業時間の５％以上短縮	1　耕畜連携の取組拡大に必要な作業機械の導入経費（汎用性のある作業機械、運搬車両、フォークリフト等は補助対象外とする。ただし、汎用型飼料収穫機は対象とする。） 2　飼料生産の効率化に必要な機械の導入経費（飼料生産組織に限る）	別記様式１（添付する実施計画書別記様式 1 の別添２）	1／3 以内 ただし、補助上限 4,000 千円

（３）堆肥流通広域化事業	堆肥の広域流通に係る運搬費用の助成（取組拡大分に限る）	農地所有適格法人 飼料生産組織 生産者団体 畜産業を営む法人 畜産農家を含む２者以上で構成される組織	堆肥利用者との間で３年以上の利用に関する契約を締結すること 堆肥供給者は特殊肥料生産業者届出書及び肥料販売業務開始届出書を県に届けていること	道のり距離で 20km 以上の堆肥流通に係る運搬経費	別記様式１（添付する実施計画書別記様式 1 の別添３）	2,000 円/t ただし、補助上限 800 千円とする
２　臭気低減対策モデル事業	畜産経営に起因する臭気の問題を改善するために必要な経費の助成	畜産農家と関係する団体等で構成される組織	環境法令等※２による指導を受けていないこと	１　農場調査経費（衛生服等消耗品等） ２　検討会の開催（会場費、消耗品費、旅費、報償費等） ３　対策費（カーテン設置費、消臭シート等） ４　その他、目的達成のために事業実施計画書を承認した農業振興事務所長が必要と認める経費	別記様式１（添付する実施計画書別記様式 1 の別添４）	1／2 以内

※１　「飼料生産組織」とは、栃木県コントラクター協議会に属する組織又は同協議会に加入予定の組織を指す。

※２　環境法令等とは、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、悪臭防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、栃木県生活環境の保全に関する条例をいう。